

生乳計画生産と酪農家の声

的 野 敏 夫

このところ生乳需給状況は目まぐるしく変化しています。平成4年度後半から5年度にかけて、不足期から需給均衡期を経ず一転して過剰となり、北海道では期中で生産目標を下方修正するという前代未聞の事態が発生しました。続く平成6年度は昨年の減産の影響から生産が停滞する一方、景気の回復傾向と暑い夏の到来から牛乳消費も回復して逆に不足となり、学校給食がはじまる9月にはこれ有一段と深刻になる模様です。ここにきて聞こえてくるのは「乳製品の緊急輸入」で、国内乳製品需要構造の変化からバターは依然として高い在庫水準にあるものの、脱脂粉乳の不足を懸念する実需者サイドはさかんに脱脂粉乳の「緊急輸入」を求めています。過剰→減産→不足→輸入→増産→過剰のサイクルがまたも繰り返されそうです。

生乳計画生産は基本的には国の需給管理のもとで生産者団体が運用していますが、自らこれに基づく減産の結果が輸入の引きがねになることをみるにつけ、自分で自分の首を締めようとしているようにしか思えません。たしかに生乳は栄養価に富む食品ゆえに保存ができず、また土―草―牛の複雑で迂回的な過程を経て生産されるため、需要変動に対応できないという特殊性があります。

しかしこの特殊性があるからこそ国が需給管理に関わってきたはずで、今後、UR農業合意に基づき、国内の牛乳・乳製品の需給状況にかかわらず一定の乳製品が輸入されることを考えると、これまでの需給調整対策の観点を变えて、乳製品の海外援助を真剣に検討する必要があると思います。世界的にみれば飽食と飢餓が同居する状況下で、少なくとも国際貢献が求められる昨今、国民世論を二分するPKOへの自衛隊派遣よりは平和憲法をもつ経済大国日本にふさわしいあり方とも

合致するのではないのでしょうか。

次に生乳計画生産において一律減産への懸念の声が高まっています。生産性を高め効率的な経営を目指す酪農家もそうでない酪農家も一律に取り扱うやり方に対して「共倒れ」してしまい、最終的には国際競争に負けるというものです。このことについては平成6年度からチーズ向け生乳選択制度や離農する酪農家の生乳生産枠を中央酪農会議が管理して生産枠の流動化を促進する対策がスタートし、また酪農家の生乳生産枠そのものを権利として扱い、これを売買の対象とすることも検討されているようです。

しかし現場ではどうも部分的な対策のように思えます。というのはいくら生産枠を意欲ある酪農家に流動化するといってもコスト競争に耐えうる経営づくりが先行されるべきであり、そのためには土地問題と負債対策がポイントとなるのではないかと考えます。具体的には負債超過農家の農地を国等が負債相当額で買い上げ、意欲ある酪農家に負担を耐えられる地代水準で売り渡したり、貸し付けたりする「農地保有機構（システム）」の創設が望まれます。バブル崩壊により銀行の不良債権の買取システムに国が全面的に乗り出すご時世です。農業分野にもこれと同じシステムがあってもいいのではないのでしょうか。

酪農を基幹とする八雲町農業にとってここ1、2年が正念場で、酪農家個々の経営意向とそれを支援する地域農業のビジョンをもって具体的に戦略化して実践することが緊急かつ重要な課題になっています。これを進めていく上で、地域の中だけでは如何ともしがたい課題が生乳計画生産の問題です。酪農が産業として自立して国民の食糧生産の一翼を担うための新たな発展段階を迎えたと認識する酪農家は数多くおり、彼らの意欲に応える支援対策を積極的に展開することの必要性を痛切に感じます。

(北海道山越郡八雲町 農協職員)